

福岡県公報

平成 二十四年 五月 八日
第三 千三百 九十二 号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定(昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成 二十四年 五月 八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表北九州市門司区の項中

北九州市立大里柳市民センター

〃 〃 高田一丁目二〇番一号

を

北九州市立大里柳市民センター

〃 〃 高田二丁目二番一八号

に、

北九州市立東郷市民センター柄杓田市民サブセンター

〃 〃 大字柄杓田一四〇七番地の一四

を

北九州市立東郷市民センター柄杓田市民サブセンター

〃 〃 大字柄杓田一四〇七番地の一四

に改め、

北九州市立清見市民センター古城市民サブセンター

〃 〃 浜町六番二五号

同表北九州市小倉南区の項中

北九州市立沼市民センター

〃 〃 沼緑町一丁目一番一九号

を

北九州市立沼市民センター

〃 〃 沼緑町四丁目二八番一号

に改める。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)